

阿波の技能者「ものづくりの祭典」事業に係る業者選定プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務の目的

徳島の優れた「技能者」や「ものづくり技術」に関する展示や、「ものづくり体験」を通じて、県民にもものづくりの「魅力」や「楽しさ」を発信するとともに、本県の未来を支える若い世代の、技能者をめざす動機付けや機運醸成を図る。

(2) 業務名称

阿波の技能者「ものづくりの祭典」事業

(3) 業務内容

別添仕様書に記載のとおり

(4) 事業主体

徳島県

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(6) 見積限度額

計2,250,000円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む。）
積算には、各種使用料を始め、必要な全ての経費を含めること。

2 業務仕様

別添仕様書を参照

3 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

ウ 事業所や支店等が徳島県内に所在する企業等である者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当で

ないと認められる者でないこと。

キ 本プロポーザルに関して、3(2)に定める共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

(2) 共同企業体(JV)による参加の場合

ア 全ての構成員が、3(1)ア～キに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

4 参加申込み及び企画提案書の提出等について

(1) 質問の受付

当該公募に係る質問は、質問書(様式第4号)により行うものとし、電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は参加申込みをした全ての者に対して行う。

質問の受付期間：令和7年6月5日(木)から6月13日(金)までの
午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加(企画提案書を提出)する場合は、次のとおり必要書類を電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

参加申込書(様式第1号) 1部

提出期限：令和7年6月20日(金)午後5時まで(必着)

(3) 企画提案書及び見積書等の提出

次の書類等を作成し、ア～クに記載する書類等の正本1部、副本5部を持参又は郵送(書留で期限内必着)により事務局まで提出すること。

ア 企画提案書(任意様式とし、記載項目は、以下のとおりとする。)

①ものづくり体験、職業体験イベントの開催

ア) イベント内容の企画立案

イ) イベント開催に向けた事前準備、実施

ウ) テクノスクール各訓練科PR展示の企画立案

※A4サイズで2枚以内(表紙を除く)で作成すること。

②PRツールの作成

※A4サイズで1枚以内(表紙を除く)で作成すること。

③広報の実施

※A4サイズで1枚以内(表紙を除く)で作成すること。

イ 見積書(様式第2号)

※ 見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

ウ 業務実施体制(業務実施に当たる具体的な体制)(任意様式)

※ 企業共同体(JV)にあっては、共同企業体協定書の写しを併せて提出すること。

エ 参加団体の概要・業務実績(様式第3号)

- オ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※ 個人事業主の場合は開業届のコピーを提出すること。
 - カ 直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの
（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）
 - キ 県税及び国税に未納がない旨の証明書（原本）
 - ク 参考資料（類似業務実績の写真、動画など、企画提案内容を補足する資料）
※ 任意提出とする。
- 提出期限：令和7年7月1日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出先（事務局）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県経済産業部産業人材課 人材育成担当
電話：088-621-2353 ファクシミリ：088-621-2852
電子メール：sangyoujinzai@pref.tokushima.lg.jp

5 企画提案書を特定するための評価基準等

- (1) 応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書について、別に設置する委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。
選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。
- (2) 応募書類の評価（採点）は、企画提案書による書面審査を基本とする。選定委員会から質問がある場合は、回答期間を設定し、質問状を送付する。ただし、詳細な提案内容の説明等が必要と判断した場合は、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合の詳細は、提案者に別途通知する。
- (3) 評価基準及び評価（選定）方法について
評価基準は、1(1)に記載する業務目的を適切に把握し、目的を達成するための企画力、実現可能性を主に採点し、その合計点を基準に選定委員会で最優秀提案者を選定する。
- (4) 評価結果
評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を県HPにて公表する。
- (5) 評価対象からの除外
次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。
 - ア 3に記載する参加資格を満たさない者
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 2案以上の企画提案をした場合
 - エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (6) 提案者が1者であった場合の取扱い
提案者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

6 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の(3)に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送（書留で期限内必着）によること。

7 契約に関する事項

(1) 契約の通知について

選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、徳島県経済産業部産業人材課長（以下、「産業人材課長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために提出を求めるものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

(4) 委託契約に係る委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。

(5) 本業務を実施するにあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。

(6) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。

(7) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 本委託業務において、制作された成果物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、県に帰属するものとする。

なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

(8) 本事業の終了後、受託者から提出される実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出にあたっては、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を整備・保管すること。また、支出額及び内容について審査を行い、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。

(9) 受託者が本業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）及び知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則（平成14年徳島県規則第78号）に基づき、そ

の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。

8 その他の留意事項について

- (1) 企画提案書提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、産業人材課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。

9 スケジュール

募集開始	令和7年6月5日（木）
質問受付	令和7年6月5日（木）～6月13日（金）
質問回答	令和7年6月17日（火）
参加申込書提出期限	令和7年6月20日（金）
企画提案書提出期限	令和7年7月1日（火）
事業者選定委員会開催	令和7年7月上旬
選定結果通知	令和7年7月上旬